

国際教養大学基金に関する基本規程

平成三十年十一月十五日
大学経営会議決定
規程 第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学(以下「本学」という。)における基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の目的)

第2条 基金は、本学の財政基盤の強化を図り、本学の学生支援、教育研究振興等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、本学の定款に規定する業務のうち次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 学生への奨学金、海外留学支援等の学生支援事業
- 二 教育研究・福利厚生等の施設整備事業
- 三 教育研究環境の充実、研究者支援等の教育研究支援事業
- 四 国際学術交流、学生交流の支援等の国際交流事業
- 五 社会・地域、卒業生・同窓会等との連携、公開講座・講演会の開催等の社会連携事業
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、本学への寄附金及びその運用による果実その他大学経営会議において基金に組み入れることを決定した財産(以下「財産」という。)をもって構成するものとする。

(基金の設置)

第5条 第2条に定める目的を達成するため、理事長は特定の事業の用に供する基金を置くことができるものとする。

2 前項の基金に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

(財産の受入れ及び組入れ)

第6条 基金への財産の受入れ及び組入れは、理事長が決定するものとする。

2 理事長は、前項の受入れ及び組入れについて、毎年度ごとに、大学経営会議へ報告するものとする。

(寄附金受入れの制限)

第7条 基金への寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は無償で使用させること
- 三 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障があると認められる条件

(寄附金の使途)

第8条 基金への寄附金は、寄附者から示された目的に従って使用しなければならない。

- 2 基金への寄附金において、目的を特定していない場合は、理事長が目的を決定するものとする。

(寄附金の返還)

第9条 基金への寄附金を受入れた後は、理事長が認めた場合を除き、返還しないものとする。

(基金の支出方針)

第10条 基金内の財産の使途については、大学経営会議で決定するものとする。

(礼状等の送付)

第11条 理事長は、基金への寄附金を受入れたときは、寄附者に礼状及び領収書を送付するものとする。

(事務処理)

第12条 基金に関する事務は、理事長が指名した者が処理するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成三十年十一月十五日から施行する。